附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○総務省令第五十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十五日

総務大臣　高市　早苗

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　算定対象原価　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 ［五・六　略］ （交付金の額の算定方法等） **第五条**　法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補塡対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。 ［一～三　略］ ２　第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する割合（以	（用語） **第二条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　算定対象原価　すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 ［五・六　同上］ （交付金の額の算定方法等） **第五条**　法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。 ［一～三　同上］ ２　第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する割合（以